

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。

※会議規則第15条ただし書（一事不再議）の運用について

同一の会期中であっても、会議の期間が異なる場合は、会議規則第15条ただし書に規定する事情の変更があったときに該当するものとし、会議の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 常総市議会の会期等に関する条例第2条及び第3条に規定する定例日に開かれる会議の期間
- (2) 地方自治法第102条の2第7項の規定により市長の請求によって定例日以外の日に開かれる会議の期間
- (3) 議長の発議又は議員の請求によって定例日以外の日に開かれる会議の期間